

	を不快にさせる職場外における性的な言動)	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した	停職又は減給
		上記の場合で、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
		相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な行動を行った	減給又は戒告

II 公金官物取扱い関係	① 横領	公金又は官物の横領	免職
	② 窃取	公金又は官物の窃取	免職
	③ 詐取	人を欺いて公金又は官物を交付させた	免職
	④ 紛失	公金又は官物を紛失	戒告
	⑤ 盗難	重大な過失により公金又は官物の盗難に遭った	戒告
	⑥ 官物損壊	故意に職場において官物を損壊	減給又は戒告
	⑦ 出火・爆発	過失により職場において官物の出火、爆発を引き起こした	戒告
	⑧ 諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して、諸給与を不正に支給、故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどし、諸給与を不正に受給	減給又は戒告
	⑨ 公金官物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理	減給又は戒告
	⑩ コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた	減給又は戒告
III 公務外非行関係	① 放火	放火をした	免職
	② 殺人	人を殺した	免職
	③ 傷害	人の身体を傷害した	停職又は減給
	④ 暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかした（人を傷害するに至らない場合）	減給又は戒告
	⑤ 器物損壊	故意に他人の物を損壊した	減給又は戒告
	⑥ 横領	自己の占有する他人の物（公金及び官物を除く。）を横領	免職又は停職
	⑦ 窃盗・強盗	他人の財物を窃取	免職又は停職
		暴行又は脅迫により他人の財物を強取	免職
	⑧ 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた	免職又は停職

	⑨ 賭博	賭博をした	減給又は戒告
		常習として賭博をした	停職
	⑩ 麻薬・覚醒剤等の所持 又は使用	麻薬・覚醒剤等を所持又は使用した	免職
	⑪ 酗釈による粗野な言 動等	酩酊し、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけ るような著しく粗野又は乱暴な言動をした	減給又は戒告
	⑫ 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対 償として供与し、又は供与することを約束して淫行した	免職又は停職
	⑬ 痴漢行為	公共の乗物等において痴漢行為をした	停職又は減給

IV 交通事故・交通法規違反関係	① 飲酒運転での交通事故（人身事故を伴うもの）	酒酔い運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた	免職
		酒酔い運転で人に傷害を負わせた	免職又は停職
		上記の場合で、事故後の救護を怠る等の措置義務違反	免職
		酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた	免職又は停職
		上記の場合で、事故後の救護を怠る等の措置義務違反	免職
		酒気帯び運転で人に傷害を負わせた	免職、停職又は減給
		上記の場合で、事故後の救護を怠る等の措置義務違反	免職又は停職
		人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた	免職、停職又は減給
		上記の場合で、事故後の救護を怠る等の措置義務違反	免職又は停職
		人に傷害を負わせた	減給又は戒告
		上記の場合で、事故後の救護を怠る等の措置義務違反	停職又は減給
	③ 交通法規違反関係	酒酔い運転	免職、停職又は減給
		上記の場合で、物の損壊に係る交通事故を起こし、事故 後の危険防止を怠る等措置義務違反	免職又は停職
		酒気帯び運転、著しい速度超過等悪質な交通法規違反	停職、減給又は戒告
		上記の場合で、物の損壊に係る交通事故を起こし、事故 後の危険防止を怠る等措置義務違反	停職又は減給
V 監	① 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者 としての指導監督に適正を欠いた	減給又は戒告

督 責 任 関 係	② 非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認	停職又は減給
-----------------------	-------------	--------------------------------------	--------

(4) 主な不祥事案への対応状況

不祥事案	対応状況	職員に対する処分
【金銭登録機】 ・平成14年度の金銭登録機の導入、特に、特定業者との安易な随意契約が行われた	○17年1月に調査報告書を公表 ○金銭登録機の調達を競争入れで実施(16年度～) ○本庁に「調達委員会」、各社会保険事務局に「契約審査会」を設置し、一件ごと厳格に審査(16年10月～) ○調達コスト削減目標(調達計画額の10%以上)を設定(17年3月～)	○17年1月、監督者を含む4名を処分 (免職：1名、訓告：3名)
【(株)カワグチ技研等からの物品授受】 ・職員が両社から餞別等の授受やゴルフ、旅行していたことが判明(H10年度～H15年度の事案)	○17年1月に調査報告書を公表 ○不祥事案による処分を事例とした国家公務員倫理研修を実施(17年度～) ○行為時の監督者で既に退職している歴代長官4名、次長以下7名に対して処分相当の金額を国庫に寄付することを求めた	○17年4月、監督者を含む80名を処分 (免職：2名、減給：7名、戒告：29名、訓告：31名、厳重注意：11名)
【監修料】 ・大量購入していた書籍等に関し、多額の監修料の受領が判明(H11年度～H15年度の事案)	○17年1月に調査報告書を公表 ○監修料の受取を禁止するなどのルールを定め、厳格に運用 ○幹部職員等の給与の自主返納 ※申立金額：約1.6億円	○17年1月、調査の際に事実を明らかにしなかった者に関し、監督者を含む28名を処分 (厳重注意：28名) ○17年12月、国家公務員倫理規程に違反する行為に関し、監督者を含む34名を処分 (戒告：19名、厳重注意：15名)
【年金個人情報の業務目的外閲覧】 ・女優及び国会議員等にかかる年金個人情報の業務目的外閲覧が判明(主としてH16.5月以前の事案)	○職員ごとにカード番号を固定化(16年7月～) ○本人識別のためのパスワードを導入(16年10月～) ○職員の年金個人情報へのアクセス状況を監視(17年1月～)	○16年7月、監督者を含む513名を処分 (訓告：2名、厳重注意：511名) ○17年12月、監督者を含む3,273名を処分 (停職4名、減給225名、戒告744名、訓告48名、厳重注意：2,252名)
【国年保険料免除等の不適正事務処理】 ・H17年秋頃から法令等に違反する不適正な事務処理が行われた	○18年5月に第1次調査報告書、18年6月に第2次調査報告書、18年8月に第3次調査報告書を公表するとともに、同日、大臣政務官主宰の「社会保険庁国民年金保険料免除問題に関する検証委員会」が報告書を公表 ○これまでに再発防止策として、法令遵守意識の徹底、業務の標準化・統一化の徹底等を実施 ○18年10月までに、虚偽報告や調査怠慢があった幹部職員25名の降任・降格人事を実施	○18年8月、監督者を含む1,752名を処分 (停職6名、減給81名、戒告82名、訓告222名、厳重注意：1,361名)

(5)年金記録の業務目的外閲覧に係る処分

事案の概要

- 平成16年の年金制度改革法案の国会審議の頃、週刊誌等に芸能人や国会議員等の国民年金保険料の未納の記事が掲載された
- 社会保険事務所等の職員による業務目的外閲覧や情報漏洩が疑われ、調査を実施
 - ・特定個人の年金記録について、オンラインシステムのアクセス記録を調査し、職員に聴取(16.7公表)
 - ・業務目的外閲覧の有無について全職員を対象に自己申告調査(17.3)
 - ・オンラインシステムのアクセス記録を調査し、氏名索引を行った職員に対して聴取調査(17.12公表)
- 調査の結果、情報漏洩については、同窓会幹事への住所提供等以外は確認できなかったが、多数の業務目的外閲覧が判明

処 分

- 平成16年7月と平成17年12月の2回にわたり、処分を実施。
- 閲覧行為の時期、行為者の職責、閲覧回数、自己申告の有無に応じて処分。
(7月の処分公表後の閲覧行為は特に重く処分)
- 閲覧を否定した者も、払い出された業務カードの管理不十分につき、処分した。

<平成16年7月の処分>

	懲戒処分			矯正措置		合計
	停職	減給	戒告	訓告	厳重注意	
行為者				2名	319名	513名
監督者					192名	

<平成17年12月の処分>

	停職	減給	戒告	訓告	厳重注意	合計
行為者	4名	225名	774名	4名	1,717名	3,273名
監督者				44名	535名	

※被処分者には、非常勤職員を含む。

原因と再発防止策

- 内規等に業務目的外閲覧行為の明確な禁止規定がなかった。
 - 16.5 「社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規程」を改正し、禁止規定を明文化
- オンラインに接続する業務カードが、職員ごとに固定されていなかった。
 - 16.7 業務カードの一人一枚化
 - 16.10 本人識別のためのパスワードを導入
- 閲覧行為をチェックする仕組みがなかった。
 - 17.1～ 職員の年金個人情報へのアクセス状況を監視（オンラインの氏名索引をリストアップし、チェック。）

(参考) 業務目的外閲覧行為に対する処分量定について

区分		処 分 量 定			処分量定の考え方	
		業務目的外で年金個人情報の閲覧を行った者		自らの閲覧行為であること を否定した者（注1）		
		自己申告あり	自己申告なし			
16年 1月～5月	5級以下の職員 非常勤職員	厳重注意（口頭） 回数頻繁：厳重注意（文書）	戒 告	厳重注意（口頭） 回数頻繁：厳重注意（文書）	業務目的外閲覧行為の禁止を規程で明文化する前の行為であり、16年7月に行った処分と同様の量定。	
	6級以上の職員	厳重注意（文書） 回数頻繁：訓告		厳重注意（文書） 回数頻繁：訓告		
16年 6月・7月	5級以下の職員 非常勤職員	戒 告 回数頻繁：減給1月	減給1月（1/10） 回数頻繁：減給2月	戒 告 回数頻繁：減給1月（1/10）	業務目的外閲覧行為を禁止した後の行為であり、国家公務員法に規定する上司の命令に従う義務違反。	
	6級以上の職員	減給1月（1/10） 回数頻繁：減給2月	減給2月（1/10） 回数頻繁：減給3月	減給1月（1/10） 回数頻繁：減給2月（1/10）		
16年 8月～12月	5級以下の職員 非常勤職員	減給1月（1/10） 回数頻繁：減給2月	減給2月（1/10） 回数頻繁：減給3月	減給1月（1/10） 回数頻繁：減給2月（1/10）	16年7月29日の処分後、全職員に対し所属長から注意を行った後の行為。	
	6級以上の職員	減給2月（1/10） 回数頻繁：減給3月	減給3月（1/10） 回数頻繁：減給4月	減給2月（1/10） 回数頻繁：減給3月（1/10）		
閲覧した情報を 第三者に漏洩		免職又は停職			守秘義務違反。行為の態様から停職の月数を決定。影響の大きさによっては免職。	

(注1) オンラインに接続するカードが1人1枚化されていなかった当時、該当者の名義で払い出された業務カードを使用して、年金記録が閲覧された記録が残っているが、閲覧行為について否定している者

(注2) 頻繁（10回以上）に閲覧を行っていた者については、処分量定を1ランク加重する。

なお、16年5月以前の場合、自己申告を行わなかったことをもって、一律、処分量定を戒告にまで引き上げることとする。
「1ランク加重」とは、例えば、戒告→減給1月、減給1月→減給2月を意味する。

(6) 国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理に係る処分

事案の概要

- 平成17年秋頃から、多数の社会保険事務局・事務所において、国民年金保険料の長期未納者のうち、市町村から得た所得情報により、免除基準に該当していることが判明している方に対し、納付督促をしても納付がなく、免除申請書の提出も無い場合に、社会保険事務所の方で、本人意思を確認せず、又は電話で確認しただけで、本人の申請書なしに免除手続きを行う等の不適正事務処理を行った。
- 平成18年2月に京都事務局の事案が判明した後、順次調査を拡大
・全職員から当該事務処理への関与について調査票を提出
・各社会保険事務局長・事務所長から報告書を提出
・現地調査により、免除等に係る全ての書類をチェック

処 分

- 平成18年8月に処分を実施。
- 不適正事務処理の種類、関与の度合い、行為者の職責、不適正事務処理の件数、報告違反の有無等に応じて処分。
- 事務局長、事務所長、事務所課長等などが主導して、部下に指示して行わせた例が多く、主導した管理職を重く処分した。
(指示を受けて作業を行った一般職員は厳重注意など)

<平成18年8月の処分>

行為者	懲戒処分			矯正措置		合計
	停職	減給	戒告	訓告	厳重注意	
行為者	6名	81名	82名	173名	1262名	1752名
監督者				49名	99名	

※被処分者には、非常勤職員を含む

原因と再発防止策

- 各事務局・事務所ごとに納付率の目標を設定した中で、未納者を免除にすれば、保険料納付率の分母から外れることから、納付率の数字を上げようとした。
- 免除基準に該当する所得の方であり、また、未納の方でも免除手続きをすれば、将来、年金給付の国庫負担分が支給され、本人の利益になるなどとして、一般的に違法性の認識は薄かった。
- 事務局・事務所ごとに独自の事務処理を行ってきた組織風土が背景にあり、様々な手法が行われた。
⇒法令遵守の徹底、業務の統一化の徹底、事務処理のチェックや監査部門の強化、ガバナンスを強化する組織改革等を推進

(参考)国民年金保険料の免除等に対する不適正処理に関する処分量定について

